取締役会設置会社の代表取締役を株主総会でも選定し得る旨の定款規定の効力

【文 献 種 別】 決定/最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 平成 29年2月21日

【事件番号】 平成28年(許)第24号

【事 件 名】 職務執行停止、代行者選任仮処分命令申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する

許可抗告事件

【裁 判 結 果】 抗告棄却

【参照法令】 会社法 327条 1 項 1 号·295条 2 項·362条 2 項 3 号

【掲 載 誌】 裁時 1670 号 5 頁、金判 1514 号 8 頁・1519 号 8 頁、金法 2068 号 62 頁

LEX/DB 文献番号 25448471

事実の概要

株式会社 Y_1 (債務者・相手方) は、公開会社でない会社 (以下、「非公開会社」という。)で、定款の定めにより取締役会を設置している。 Y_1 の代表取締役であった X (債権者・抗告人) は、平成 27 年 9 月 30 日に代表取締役を退任し、同年 10 月 24 日の Y_1 の臨時株主総会決議により取締役を解任された。 Y_2 (債務者・相手方) は、平成 26 年 8 月 8 日から平成 27 年 1 月 14 日に辞任するまで Y_1 の代表取締役であった。

Y, には、平成20年12月1日付けの平成20 年定款、平成25年11月17日付けの平成25年 定款および平成27年8月30日の臨時株主総会(以 下、「本件臨時総会」という。) の決議により取締役 の任期等につき変更された平成27年変更定款が 存在し、平成20年定款と平成27年変更定款に は、「代表取締役は、これを取締役会決議によっ て定めるものとするが、必要に応じ株主総会の決 議によっても定めることができる」旨の本件定め がある。平成25年定款にその種の規定は存在し なかったが、本件臨時総会では本件定めに基づき Yっが取締役兼代表取締役に選任された。Yっの任 期は、平成27年9月30日の定時株主総会(以 下、「本件定時総会」といい、本件臨時総会と合わせ て「本件各総会」という。) の終結時までであり、 同定時総会でY。は本件定めに基づき取締役兼代 表取締役に再度選任された。本件各総会にはA会 社が Y₁の唯一の株主として出席し、その旨の議

事録の記載もある。しかし、Xは、本件各総会当時 Y_1 の全株式を有する株主が、 Y_1 に対する貸金債権を被担保債権とする質権を実行し Y_1 の株券の交付を受けたB会社であるところ、①本件各総会の招集通知がB会社に対し発せられず、B会社が本件各総会に出席しなかったから、本件各総会の決議は不存在である、②本件各総会当時の Y_1 の有効な定款は平成 25 年定款であるから、 Y_2 を代表取締役に選任した本件各総会の決議は無効である、と主張し、 $Y_1 \cdot Y_2$ に対し、 Y_2 の取締役兼代表取締役の職務執行停止と職務代行者選任の仮処分を申し立てた。

第一審の千葉地木更津支決平 $28 \cdot 1 \cdot 13$ (金判 1514 号 12 頁) は、本件各総会当時の Y_1 の株主が A 会社であり、本件各総会当時の Y_1 の有効な定 款が平成 20 年定款および平成 27 年変更定款で あると認定して、X の上記申立てを却下した。 X は即時抗告したが、抗告審の東京高決平 $28 \cdot 3 \cdot 10$ (金判 1514 号 12 頁) がこれを棄却した。そこで、 X が、本件定めは代表取締役に対する取締役会の 監督権限を弱めるため無効である以上、本件定め に基づき Y_2 を Y_1 の代表取締役と定める本件各総 会の決議は無効であると主張し、抗告棄却決定に 対する許可抗告を行った。

決定の要旨

抗告棄却。

「取締役会を置くことを当然に義務付けられて

いるものではない非公開会社(法 327 条 1 項 1 号参照)が、その判断に基づき取締役会を置いた場合、株主総会は、法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議をすることができることとなるが(法 295 条 2 項)、法において、この定款で定める事項の内容を制限する明文の規定はない。そして、法は取締役会をもって代表取締役の職務執行を監督する機関と位置付けていると解されるが、取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができることとしても、代表取締役の選定及び解職に関する取締役会の権限(法 362 条 2 項 3 号)が否定されるものではなく、取締役会の監督権限の実効性を失わせるとはいえない。

以上によれば、取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効であると解するのが相当である。」

判例の解説

ー 本決定の意義と問題点

代表取締役の選定・解職権限を定款の定めによ り株主総会に留保することの可否は、周知の通り、 株主総会の権限を法令・定款所定事項に限る旨を 定めていた平成17年改正前商法(以下、「旧商法」 という。) 230条ノ10の解釈問題として学説上議 論されてきた。会社法下でも、株主総会が非万能 機関とされている取締役会設置会社(会社法295 条2項)に同様の問題が当てはまるが、これまで この問題を扱った裁判例は見当たらない。また、 会社法上の非公開会社の機関設計の基本型(会社 法326条1項) は旧有限会社法上の有限会社と同 様であるが (同法25条)、有限会社法上は任意機 関としてであれ取締役会の制度は存在しなかった ため、本件の争点は旧有限会社法の下では生じ得 なかった。そのため、本件のY」のように取締役 会を設置する非公開会社の定款に代表取締役の選 任を株主総会で(も)行う旨の定めを置くことが 法的に許容されるかどうかは、会社法の制定・施 行後に生じた問題である1)。それだけに、本決定 は、この問題を初めて判示し、代表取締役の選定・

解職権限の株主総会への留保を一定の範囲で認めた公表裁判例として理論的に重要である²⁾。

他方で、本決定の意義・射程を探る上で、本決 定が、①Y」が取締役会を定款の定めにより任意 に設置する非公開会社であることを説示する点、 および、②本件定めが、代表取締役を取締役会の 決議によるほか株主総会の決議によっても定める ことができる旨の権限重複型であることに言及す る点に注意する必要がある³⁾。①との関係で、本 決定は公開会社に関しては判断を異にするのかど うかが問題となる。②との関係で、本決定は、代 表取締役の選定・解職権限を株主総会に専属させ 取締役会の当該権限を奪う権限専属型の定款規定 の効力を非公開会社に関しても否定する趣旨か、 また、①とも関連するが、権限重複型の定款規定 であれば公開会社でもその効力を認める趣旨であ るのかも、検討を要する点である。さらに、本決 定に関しては、③定款の記載事項の外延を絶対的 記載事項・相対的記載事項のほか「その他の事項 でこの法律の規定に違反しないもの」と定める会 社法29条との整合性をどのように説明するかも 理論上問題となる。

二 学説の状況

1 立案担当者の見解

取締役会設置会社の代表取締役の選定・解職権 限を株主総会に留保する定款規定の効力につい て、会社法の立案担当者は、取締役会を設置しな い非公開会社(以下、「取締役会非設置会社」という。) と取締役会設置会社における株主総会の権限の差 異(会社法295条1項・2項)が絶対的なものでな いこと、会社法は株式会社に関する一切の事項 が株主総会の権限となり得ること(同条1項参照) を前提に取締役会設置会社の定款で株主総会の権 限として留保できる事項に特に制限を設けていな いこと、取締役会設置会社でもその実態が従来の 有限会社に近いものがあると考えられることか ら、各会社の実情に合わせて、どのような事項で あれ定款の定めにより株主総会の決議事項とする ことができるとする⁴⁾。これによれば、公開会社 か非公開会社かを問わず、定款の定めを以て、取 締役会設置会社の代表取締役の選定・解職権限を 株主総会に留保できると解することになろうが、 立案担当者は、権限重複型の定款規定の有効性を 認めるものの、取締役会の法定権限を奪うことと なる権限専属型の定款規定の効力を否定するよう である⁵⁾。

しかし、この立案担当者の見解に対しては、学 説から、会社法 295条2項の「定款で定めた事項」 に限定があるかどうかは、同条1項により当然 には明らかにされていないし、代表取締役の選定・ 解職を株主総会の権限とし得るかの問題は会社法 でも明文で解決されていないことから、旧商法下 と同様の解釈問題が残されているとの鋭い批判が 加えられている⁶⁾。また、会社法が取締役会設置 会社の株主総会の権限を法令・定款所定事項に限 定するとともに(同法295条2項)、取締役会の決 議により代表取締役を選定するものと定め(同法 362条3項)、代表取締役の選定・解職を取締役会 の職務として法定すること(同条2項3号)から、 取締役会設置会社の共通の規律として、代表取締 役の選定・解職権限を、取締役会の監督機能を具 体化した取締役会の固有権限として法定したもの と解される。そのため、学説上は依然、定款の定 めにより代表取締役の選定・解職権限を株主総会 に留保することを認めない否定説とこれを認める 肯定説の対立が見られる。

2 否定説と肯定説

否定説は、旧商法下の同学説⁷⁾ と同様、当該 定款規定が取締役会の代表取締役に対する監督権 限の裏付けを失わせ形骸化することを主たる論拠 とする⁸⁾ が、そこでは主として公開性の高い株式会社を念頭に置くようである⁹⁾。また、会社法上は株主総会で代表取締役を定めることのできる会社が取締役会非設置会社に限られていること (会社法 349 条 3 項) も否定説の論拠に挙げられている ¹⁰⁾。

一方、肯定説は、旧商法下での同見解¹¹⁾と同様、代表取締役の選定・解職権が株主総会に帰属しても、それにより取締役会の監督命令権(代表取締役等の業務執行権の範囲の決定等)が失われるわけではないこと、取締役会は代表取締役等の解職を議題とする株主総会の招集を決定することもできることを論拠として、当該定款の規定を無効と解する必要はないとする¹²⁾。また、否定説の理論的根拠に、代表取締役が取締役会の派生機関であり、その論理的帰結として代表取締役の選定・

解職が取締役会の固有権限として帰属する以上、これを定款によっても株主総会に留保できないとすることが挙げられていたこと¹³⁾を意識してか、肯定説は、代表取締役が会社の代表機関であって取締役会の代表機関でないから(並立機関)、代表取締役の選定を株主総会で行うことに理論上の問題はないことも指摘する¹⁴⁾。

三 本決定の検討と課題

以上を踏まえて本決定を見ると、第1に、Y₁の定款の本件定めは依然として取締役会に代表取締役の解職権限を維持するため、否定説からもその有効性を認める余地は残されていよう。また、会社法29条との抵触の有無についても、「その他の事項でこの法律の規定に違反しないもの」かどうかがまさしく解釈問題であり、本件定めは、取締役会の権限を維持しつつ株主総会にも代表取締役の選定(解職)権限を留保する点で会社法の関連規律の違反を回避する巧妙な定め方であるため、会社法29条との抵触も生じないと解し得る。本決定が権限重複型の本件定めの有効性を認める旨を判示し得たのは、そのためであろう。

第2に、本決定が取締役会の代表取締役に対する監督権限に言及することから、権限専属型の定款規定の効力は認めない趣旨であるとの指摘 ¹⁵⁾ がある。本決定の評価として注目されるが、非公開会社では往々にして所有と経営の一致も見られることを勘案すれば、非公開会社に関する限り、権限専属型の定めは会社法の定めるところ(会社法 362条2項3号・3項)に実質的には違反しないと解すべきであって、当該定款規定の有効性は認められてよいと解される。その意味で、本決定が非公開会社に関しても権限専属型の定款規定の効力を否定する趣旨であるとすれば、定款自治の範囲を狭く捉えすぎるとの肯定説からの批判を免れないであろう。

しかし、公開会社に関しては、旧商法下での肯定説から、取締役会の監督機能の形骸化を招きかねない権限専属型の定款規定の有効性を認めることに強い疑義が呈されていたこと¹⁶⁾ に留意する必要がある。会社法が公開会社と非公開会社とで株式会社に係る規律を区分することを踏まえると、会社法の下では、肯定説に立つ場合でも、権限専属型の定款規定の有効性を公開会社と非公開

会社に分けて考える必要があろう。ただ、定款に 株式譲渡制限の定めを置いていない非上場の同族 会社が公開会社となる会社法上の公開会社と非公 開会社の区別が解釈区分の基準として適切かは一 つの問題であるが、取締役会の監督機能の実効性 確保が要請される株式会社に関する限り、否定説 の主張や肯定説の上記指摘は的を射たものといえ る。それだけに、権限専属型の定款規定の効力は 非公開会社に限り認められるとする解釈区分は一 考に値しよう。

第3に、本決定は、権限重複型の定款規定の有効性を認めるに当たり、Y₁が非公開会社であることに着目することから、非公開会社に限り肯定説の立場を採用したものであり、公開会社に関しては当該定款規定の効力の有無につき判断を示していないとの指摘がある¹⁷⁾。もっとも、肯定説の前記指摘を踏まえても、権限重複型の定款規定の有効性は公開会社に関しても認めてもよいと考えられるだけに、本決定は、権限重複型の定款規定の有効性を公開会社でも認める余地を残すものとも評し得るであろう。

なお、第4に、従来の議論は、定款で代表取 締役の選定(選任)が株主総会に留保された場合 は、当然に解職 (解任) 権限も株主総会に帰属す るものとの前提で行われてきた経緯がある。その ため、問題は、これを前提とした場合、本件定め は代表取締役の選定・解職権限を取締役会と株主 総会の双方に重複帰属させるものと理解されるこ とになりそうであるが、そのような理解でよいか、 という点である。本決定はこの問題につき判断を 示していないし、本件定めが株主総会に代表取締 役の解職権限まで留保する趣旨の規定であるかは 判然としない。いずれにせよ、本件定めが株主総 会に代表取締役の解職権限も留保するものとの理 解に立つと、取締役会で選定した代表取締役を株 主総会で解職することも、反対に株主総会で選定 した代表取締役を取締役会で解職することも起こ り得るし、株主総会によって解職された代表取締 役がその後の取締役会の決議で代表取締役に再選 定されるという事態も生じ得る180。そのため、2 つの意思決定機関の判断が矛盾する場合に混乱を 生じさせる憾みがあるが、会社法が、株主総会と 取締役会とに決定権限が重複帰属することを認め る (会社法 459条1項・460条1項参照)以上、権

限重複により株主総会と取締役会の判断に矛盾が 生じ得ることは、当該定款規定の効力を否定する 理由にはなり得ないであろう ¹⁹⁾。

●——注

- 1)「本件コメント」 金判 1514 号 (2017 年) 11 頁右欄。
- 2) 本件コメント・前掲注1) 11 頁左欄。
- 3) 鳥山恭一「株式会社の機関構成にかかわる定款自治の 範囲」金判1516号(2017年)1頁(以下、鳥山①と引用)、 鳥山恭一「本件判批」法セ749号(2017年)95頁(以下、 鳥山②と引用)。
- 4) 相澤哲編著『立案担当者による新・会社法』(商事法務、 2006 年) 76 頁 [相澤哲・細川充]、相澤哲ほか編著『論 点解説 新・会社法』(商事法務、2006 年) 262 頁。
- 5) 相澤ほか・前掲注 4) 書 262 頁。神作裕之「会社の機関――選択の自由と強制」商事 1775 号 (2006 年) 38 頁もおそらく同旨。
- 6)前田雅弘「意思決定権限の分配と定款自治」淺木愼一 ほか編『検証会社法』(信山社、2007年)95~96頁。
- 7)大森忠夫=矢沢惇編『注釈会社法 (4)』(有斐閣、1968年) 22頁[境一郎]・360頁[山口幸五郎]、大隅健一郎=今 井宏『会社法論中巻[第3版]』(有斐閣、1992年) 209頁。
- 8) 酒巻俊雄=龍田節編集代表『逐条解説会社法第4巻』(中 央経済社、2008年)35~36頁[前田重行]、江頭憲治 郎=中村直人編『論点体系会社法2』(第一法規、2012年) 405~406頁[松井秀征]。
- 9) 江頭=中村・前掲注8) 書406頁 [松井秀征]。
- 10) 岩原紳作編『会社法コンメンタール7』(商事法務、 2013年) 41~42頁 [松井秀征]。
- 11) 石井照久『会社法上巻(商法Ⅱ)』(勁草書房、1967年) 330頁、上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(5)』(有斐閣、 1986年)25~26頁[江頭憲治郎]、鈴木竹雄=竹内昭夫『会 社法〔第3版〕』(有斐閣、1994年)228頁注2。
- 12) 江頭憲治郎 『株式会社法 [第6版]』(有斐閣、2015年) 316 頁注 5、落合誠一編『会社法コンメンタール8』(商 事法務、2009年) 220頁 [落合誠一]、弥永真生『リー ガルマインド会社法[第14版]』(有斐閣、2015年)119頁。 結論同旨、前田・前掲注6)論文96頁。
- 13) 大森=矢沢•前掲注7) 書 357~358 頁 [山口幸五郎]。
- 14) 石井•前掲注 11) 書 330 頁、弥永•前掲注 12) 書 119 頁。
- 15) 鳥山①・前掲注3)1頁、鳥山②・前掲注3)95頁、 北村雅史「本件判批」法教442号(2017年)126頁。
- 16) 上柳ほか・前掲注11) 書26~27頁[江頭憲治郎]。
- 17) 鳥山①・前掲注3) 1頁、鳥山②・前掲注3) 95頁。
- 18) 前田·前掲注6) 論文98頁。
- 19) 前田・前掲注6) 論文99頁。

早稲田大学教授 中村信男